

子ども手当 9月まで継続支給



支給対象の子どもは
0歳から中学校卒業まで

Point

9月まで支給額は一律月額
一人13,000円。10月以降
は未定です



Check!

現在受給されている方は
6月に現況届の提出の
必要はありません

子ども手当は 引き続き支給します

子ども手当は、平成23年4月～9月までの6カ月間、これまでと同じ月額一万三千元で引き続き支給されることになりました。すでに受給している、支給対象となるお子さんの数に変更がない方は、特に手続きの必要はありません。また平成23年6月の現況届は不要ですが、10月に届出・申請などが必要になる場合があります。新たに、出生・転入するなどして子ども手当をうけられる児童を養育している方（受給者は原則として親で主たる生計維持者）は、認定請求等の手続きをしてください。公務員の方については、職場での支給となりますので、勤務先にお問い合わせください。

支給額は一万三千元

平成23年4月～9月までについては、子ども一人につき一律月額一万三千元。

支給対象の子ども

0歳から中学校卒業まで（0歳から15歳になった後の最初の3月

31日まで）

■支払時期

平成23年6月（2月分～5月分）
平成23年10月（6月分～9月分）

■申請手続きについて

認定請求書の提出が必要な方
お子さんを出生された方、転入された方、及びこれまで受給していなかった方

【必要書類】

- ・認定請求書（役場子ども支援課にありませう）
- ・印鑑
- ・国民年金以外の年金に加入している方は、健康保険被保険者証等のコピー又は年金加入証明書
- ・請求者名義の口座情報（請求者以外の方の名義不可）
- ・その他書類が必要になる場合があります。

6月の現況届は 必要ありません

受給者の方は、毎年6月に現況届の提出が必要ですが、今年の6月については、現況届の提出は必要ありません。
※10月に届出や申請などが必要になる場合があります。

（注）原則として、申請月の翌月からの支給となります。ただし出生、転入等が月末で申請に月をまたぐ場合、出生日、転出予定日の翌日から起算して15日以内に申請いただければ、出生日、転出予定日の翌月からの支給となります。また、さかのぼっての支給はできませんのでご注意ください。

問い合わせ 子育て支援課
児童福祉係（☎167）
※公務員の方は勤務先へ
お問い合わせください。



地域防犯ニュースひがしいるま

東人間防犯・暴力排除推進協議会 ☎(266) 6969

震災に便乗した犯罪に注意しましょう

今年3月11日に起きた東日本大震災は、東日本各地に未曾有の被害をもたらしましたが、この震災に便乗した犯罪や悪質商法などが発生しています。阪神淡路大震災等の過去の事例も踏まえて、次のような詐欺・悪質商法の被害にあわないように注意してください。

- 公的機関、ボランティア団体、インターネット業者等を名乗った震災義援金・見舞金名目の詐欺
- 電力会社・ガス会社等を名乗った修理代金等の二重請求
- 住宅リフォーム業者を装った屋根や床下等の無料点検後の「このままでは倒壊する」等のうそで不安をあおった不当な高額契約
- 「地震や放射能の影響で飲料水の水质が悪化して健康被害

が生じる」等の言葉で不安をあおった浄水器等の高額販売

ご注意ください！

- ・見知らぬ業者の無料点検とその後の高額な修理のすすめ
- ・訪問や電話による義援金等の要請
- ※その場で安易に契約したり、お金を支払ったりせず、業者・団体に確認し、不審な場合は110番通報しましょう。

振込詐欺多発中

東人間警察署管内の今年1月～3月の振込詐欺被害は5件、被害金額は約1363万円に上っています。

東人間警察署管内刑法犯認知件数 (平成23年1～3月・前年対比・暫定値)

市町村等	平成22年		平成23年		前年対比 ()内は増減率
	認知件数	県下73区市町村中の順位	認知件数	県下73区市町村中の順位	
三芳町	95	53位	129	48位	34 (35.8%)
富士見市	362	27位	353	24位	△9 (△2.5%)
ふじみ野市	363	26位	349	25位	△14 (△3.9%)
管内合計件数		820		831	11 (1.3%)
県内合計件数		23,969		21,953	△2,016 (△8.4%)



三芳町の防犯
みんなで町を守ります

ご活用を！ 防犯啓発看板

ひったくりや痴漢などの犯罪防止や、不審者の発見などの啓発手段として、町内各所に防犯看板を設置しています。住民皆さんの自衛意識を高めるため、犯罪行為の抑止のため、今後も場所を選定のうえ設置していきます。

また、設置してある看板で老朽化した物については撤去・交換などを行っています。お近くにそのような看板を発見した際には、お手数ですがご連絡ください。

問い合わせ 地域振興課防犯防災係（☎265・266）

消費生活相談をご利用ください

毎週火曜日と金曜日午前10時から正午、午後1時から午後4時まで（年末年始・祝日を除く）に消費生活相談を行っています。※予約不要・無料

詐欺や悪質商法の手口は多様化して、だまされたいための知識と対応と心構えが必要となつていきます。おかしいと思つたこと、困つたこと、知っておきたいことなど、お気軽にご相談ください。

問い合わせ 環境産業課商工観光係（☎214・215）